

様式6 - (1)

(指定自立支援医療機関の更新)

松山市指令第864号

令和2年2月1日

松山市長 野志 克仁



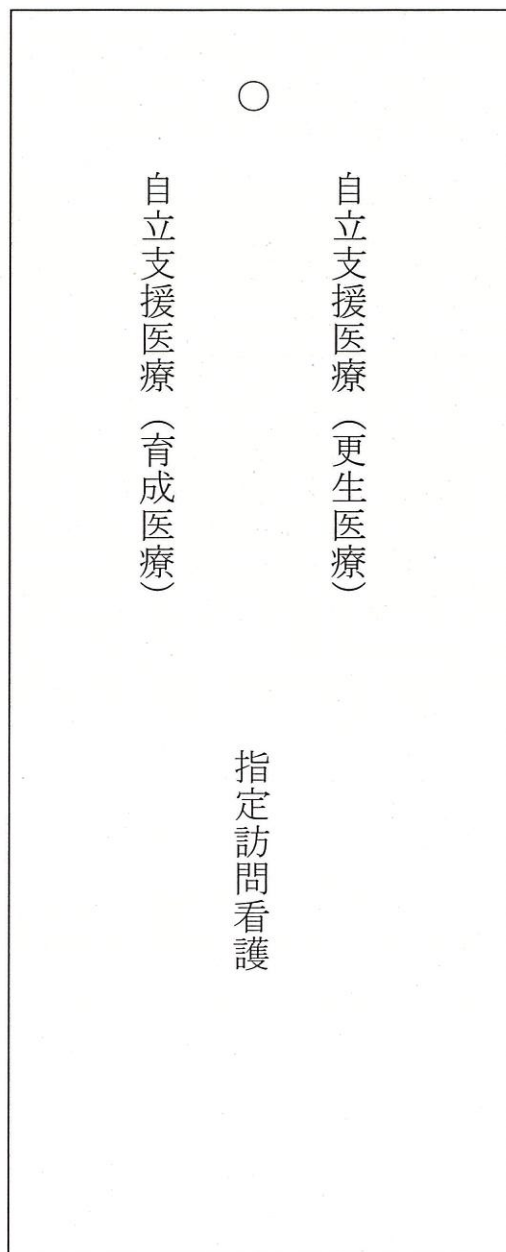
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について

令和2年1月20日に申請のあったこのことについて、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により、令和2年2月1日をもって更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 主として担当する医師、名称、所在地等法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定に基づき、令和8年1月31日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

指定医療機関名称	担当する医療の種類	主として担当する医師
おひさま訪問看護リハビリ ステーション	訪問看護	



備考 この標示の規格は、縦 125 ミリメートル、横 55 ミリメートル程度とし、その材料は、金属又は硬質の木材を用いるものとする。

ある程度の強度のあるもの。

利用者様がみて分かるようなもの。

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(平成十八年二月二十八日)

(厚生労働省告示第六十五号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十条の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(指定自立支援医療機関の義務)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第二号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

(診療の拒否の禁止)

第二条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第五十四条第三項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(診療時間)

第四条 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めたとき、又は受診者に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。